

第24期第31回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年2月9日(木)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎9階 901会議室
- 3 出席委員 石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、
加藤和雄、木村隆昭、瀧島規秀、田中大代、西貝孝之、半田保之、
増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 相原和彦、篠田政巳 2名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2・3号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～9号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第10号)
- 6 報 告 (1) 特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(3) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて
(4) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより、第24期第31回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、篠田政巳委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

事 務 局 長 本日、事務局次長は欠席させていただいております。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、尾崎賀一委員と加藤和雄委員に申し上げます。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和5年1月4日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在などについて説明】

こちらの事実確認調査は、加藤和雄委員にお願いしております。引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その

後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人となりますので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。それでは議案の4ページにお戻りください。4ページから7ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間の始期は、令和5年3月1日からで、期間は3年間です。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、露地野菜を栽培し、区内スーパーおよび庭先にて販売する。また、露地野菜を栽培し、収穫体験を実施するとのことです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状300日、賃借権等の設後も300日です。II 選択項目です。申請者はイの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地における自作地が畑で11,941㎡です。所有地以外の土地が畑で1,135㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑13,076㎡で野菜を作付けします。7ページをお願いします。(2) 大農機具はトラクター2台と運搬車2台、フォークリフト1台、管理機3台、バックホー1台となっております。(3) 農作業に従事する者です。①申請者本人の農作業歴は43年です。②申請者本人以外の常時労働力は4人で、農作業歴は37年と6年、3年、2年です。③臨時雇用労働力は1人で、農作業歴は7年です。④申請者の住所地と借り受ける土

地との距離は、車で10分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従う、とのこと。8 ページから11ページは農地使用貸借契約書です。本件は使用貸借契約であるため、賃借料の発生はありません。12ページは借受地における営農計画ですので、お目通しください。2 ページにお戻りください。

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 1月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は現在耕運された状態で、サツマイモ等の露地野菜が栽培されております。今回もサツマイモは収穫体験を行う予定とのこと。土地所有者の1割従事についても確認しております。申請者の畑も、綺麗に管理されていまして。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年1月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別

措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、石手啓夫委員お願いします。

石手啓夫委員 1月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。この畑は全面フェンスで囲まれています。畑の中央部分にハウスが2棟あり、キュウリとトマトを作付けする予定とのこと。東側には柑橘類のはるみや不知火、せとかが植わっており、これは生前被相続人が剪定をしていたそうで、相続人はこれから剪定を習うとのことでした。西側には柑橘類とブルーベリーが植わっており、今後、カキのジョイント栽培をする予定で、来年の3月以降、定植するとのこと。大変綺麗な畑になっています。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年1月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別

措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 1月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
この農家はハウス15棟で鉢花を生産し、主に市場に出荷している農家です。重油タンクが設置されている部分は納税猶予の適用は受けずに申請をするとのことでした。最終的にどこまで納税猶予の適用を受けられるのかを決めるのは税務署であることを説明した上で、税務署とともに確定した適用農地を、今後3年ごとの調査で示していただくことをお願いしてきました。境界についても確認しました。仕事内容そのものは従来から息子さんが中心に運営しているので、適格者としては特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農園経営を行

っている旨の証明について」です。

令和5年1月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは事務局からお願いします。

事 務 局 1月18日に、篠田政巳委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

畑は全面的にブドウが植わっていました。販売については庭先での直売、全国への配送のほか、2週間ほどブドウ狩りも行っているとのことです。境界についても確認し、篠田委員から問題ないという報告をいただいています。よろしく願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農園経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年1月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは事務局からお願いします。

事務局 1月18日に、篠田政巳委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

現地は全面的に露地野菜を作付けしています。ハウス1棟では春キャベツを作付けしています。露地ではタマネギやブロッコリー等の野菜類が作付けされていました。販売については庭先とJAでの直売とのことで、境界も確認しています。篠田委員から問題ないという報告をいただいています。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農園経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年1月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 | それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮 本 兼 一 委 員 | 1月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらは大部分で多品目の冬野菜が作付けされており、一部でモモ
8本とブドウ1本が植わっていました。販売は庭先直売が中心との
ことです。とても熱心に綺麗にされている農家です。境界について
も特に問題ないことを確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 | 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願い
します。

事 務 局 | 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和5年1月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 | それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮 本 兼 一 委 員 | 1月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は約半分でブルーベリーが植わっており、残りの部分で

各種冬野菜が作付けされていきました。販売先は庭先が中心で、その他に近隣住民や小学校の生徒を対象に摘み取りや収穫体験をされているとのことでした。北東の一部でアスファルト舗装がされており、物置が設置されている部分については、納税猶予の対象から外れています。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年1月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは事務局からお願ひします。

事 務 局 1月24日に、篠田政巳委員と事務局2名で現地確認に行ってきました。

全面的に野菜類を作付けされています。(1)から(5)の畑の大部分ではサツマイモが作付けされています。サツマイモは保育園や幼

稚園などに掘り取り体験をしてもらっているとのこと。南東側には露地野菜を作付けしているとのこと、調査時はうなっている状態でした。西側の細長い部分は防草シートが敷かれた農道になっていました。(6)(7)の畑は全面で露地野菜が作付けされています。大部分はうなっている状態で、一部にネギ等の作付けが見られました。露地野菜は庭先で直売をされているとのこと。境界も確認し、篠田委員から問題ないという報告をいただいています。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年1月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは事務局からお願ひします。

事 務 局 1月24日に、篠田政巳委員と事務局2名で現地確認に行ってきました

た。

(1)(2)の畑には全面的に果樹類が植えられていました。ユズやミカン、レモン等が植わっており、一部には植木が残っています。

今後は順次、植木等を果樹に替える計画があるとのこと。北側

(3)から(10)の畑には全面的にキンモクセイやサザンカ、ハナミズキ等の植木が植えられています。一部でウメ等が植えられており、綺麗に管理されています。販売についてはJAでの直売、果樹類については庭先等で配布をしているとのこと。境界も確認し、篠田委員から問題ないという報告をいただいています。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局

議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和5年1月17日付で表記の申請があり、下記のとおり、農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、尾崎賀一委員お願ひします。

尾崎賀一委員

1月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
証明対象者は造園業を営んでおり、植木畑になっています。ウメやマツ、モミジ等が植えられていました。体調を崩された後に、証明対象者の指導のもと申請者が実際の管理をされているとのこと。畑の南側半分で栗の苗木を植え、中央で自家消費用の野菜を作付けしているそうです。境界については全部で5箇所になりますが、3箇所に関しては、杭の確認ができました。南西側は公図と隣地との塀の角で場所が確認できました。道路に面した西側は、隣地が駐車場と宅地で境界がフェンスになっており杭等が見当たらず、その場では確認できず、今後実際の測量を行いその後境界が確定されるとのこと。よろしくお願いいたします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について」です。

令和5年1月27日付けで、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき練馬区老人クラブ農園の廃止報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

【廃止する農園の所在、廃止日等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに38ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。

先月の総会で11月に買取申出のあった30年経過後生産緑地のあっせんをご報告しました。今回は12月に買取申出が行われた30年経過後の生産緑地についてあっせんの報告です。今回は5件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしく申し上げます。

つぎに42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和5年1月に届出のあった標記の件について、「市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程」第3条第1項に基づき専決処理したので、同条第3項により別紙のとおり報告する。
【届出件数、面積等について説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしく申し上げます。

1 枚目の次第をお願いします。
3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。
(発言なし)
それでは、以上で第31回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人